

○紀南地方老人福祉施設組合手数料徴収条例

(平成28年2月12日)
 (条 例 第 2 号)

(趣旨)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合は、この条例の定めるところによる手数料を徴収する。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表に定めるものとする。

(郵便による請求)

第3条 郵便で請求するときは、前条の手数料のほか、その郵便料を増し、手数料として徴収する。

(交付の範囲)

第4条 公簿、公文書、図書の閲覧照会、証明及び謄抄本の交付は、公衆に示して差し支えないと認めたものに限る。

(手数料の徴収)

第5条 手数料は、各事項を請求する際、これを徴収する。ただし、徴収した手数料は、請求事項を取り消し、又は変更してもこれを還付しない。

(手数料の減免)

第6条 次に掲げるものは、手数料を減額し、又は免除する。

- ・ 官公署より請求のあったもの
- ・ 官公吏が職務上の必要で請求したもの
- ・ 管理者において手数料を納める資力がないと認めたものから請求のあったとき。
- ・ 災害その他管理者が特に必要と認めたとき。

附 則 (平成28年2月12日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	種別	交付の方法	金額
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に係る手数料	文書、図面及び写真	複写機により用紙(A3のものに限る。)に複写したもの(カラーで複写したものを除く)の交付	1枚につき 10円
		複写機により用紙(A3のものに限る。)にカラーで複写したものの交付	1枚につき 40円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書等については、片面を1枚として算出する。